口

目

毎週火・金曜日発行

1月16日 (金曜日)

平成 27年

### 個人演説会等を開催することができる施設に関する告示の一部改正…… 建設業の許可の取消し(監理課) ...... 公共測量の実施の終了(監理課)......ニ 個人演説会等を開催することができる施設……………… 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(四件)

1504 3276	
V 43.77	
CA COLOR	
100 A. VIII.	
500	
5.50	
CANADA PAR	
MANAGEMENT.	
200000000000000000000000000000000000000	
000000000000000000000000000000000000000	
7-12/10/14/25	
27300	
SHEW LA	
100	
212/2174-201	
44.0	
TOTAL STREET	
19 11 11 11 11 11 11 11	
100000000000000000000000000000000000000	
- NAVA - 10	
10.00	
300 BE 1500	
V202000000	
244 27231124	
AND THE RESE	
NONE SERVICE	
200	
100	
100	
3. F. //W	
14.17.77.77	
and the later of t	
MW777 46	
272///12/1	
333 ST 188	
5.10	
A Committee of the	
100224	
1000	
100000000000000000000000000000000000000	
V40070	
S	
Commercial	
12.7	
12 0 mm #44	
Automobile.	
CARAMETER .	
XX 24 P. 10 P.	
MAY ARE JUST	

山

(一〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

二十六年八月二十六日山口県公告(二八二)に係る大規模小売店舗について次のとおり 山陽小野田市から意見を聴きました。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成

部商政課及び山陽小野田市産業振興部商工労働課において公衆の縦覧に供します。 当該意見は、平成二十七年一月十六日から同年二月十六日までの間、 山口県商工労働

平成二十七年一月十六日

山口県知事

村

尚

嗣

政

名称 所在地 意見の概要 特に配慮を求める事項はない。 大規模小売店舗の名称及び所在地 山陽小野田市大字丸河内一〇三二の五 (仮称) ドラッグコスモス小野田丸河内店

(一一) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

下関市から意見を聴きました。 二十六年八月二十六日山口県公告(二八四)に係る大規模小売店舗について次のとおり 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、

(商政課) ......

部商政課及び下関市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。 当該意見は、平成二十七年一月十六日から同年二月十六日までの間、 山口県商工労働

平成二十七年一月十六日

山口県知事 村 尚

嗣

政

名称 大規模小売店舗の名称及び所在地 アルク安岡ショッピングパーク

下関市富任町一丁目四七四の六

. . 四 四 辺

意見の概要

四四

茁

騒音の発生に係る事項について配慮を求める。

大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 下関市長府中土居本町五九〇 アルク長府中土居店

 $\equiv$ 意見の概要

騒音の発生に係る事項について配慮を求める。

(111) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、

平成

(一三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

一十六年八月二十六日山口県公告(二八五)に係る大規模小売店舗について次のとおり

山陽小野田市から意見を聴きました。 二十六年八月二十六日山口県公告(二八六)に係る大規模小売店舗について次のとおり 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一項の規定により、 平成

山口県商工労働

部商政課及び山陽小野田市産業振興部商工労働課において公衆の縦覧に供します。 当該意見は、平成二十七年一月十六日から同年二月十六日までの間、 山口県商工労働

平成二十七年一月十六日

村

岡 嗣 政

山口県知事 村 岡 嗣 政

大規模小売店舗の名称及び所在地

所在地 名称 山陽小野田市大字西高泊六四〇の一 アルク小野田店

意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク港町店

所在地 山陽小野田市港町五八一〇の一

意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(一四) 公共測量の実施

公共測量を実施する旨の通知がありました。 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条 一項の規定により、 国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所長から次のとおり

平成二十七年一月十六日

山口県知事 村 岡 嗣

政

作業の種

公共測量(水準測量

 $\equiv$ 作業の地域 阿武郡阿武町

建設業法

(昭和二十四年法律第百号。以下

「法」という。)

第二十九条第一

項の規定

(定期)

第 2627 号

# 平成二十七年一月六日から同月三十日まで

兀

処分の原因となった事実

る一般建設業の許可の取消し

土木工事業、とび・土工工事業、

石工事業、ほ装工事業、

しゅんせつ工事業に関す

平成二十六年十月二十七日付けで法第十一条第一項の変更届出書を提出し、このこと

掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面を作成し、これを添付して

株式会社松本建設が、法第八条第八号に該当する役員についてその者が同条各号に

が法第二十九条第一項第六号に該当する。

作業の期間

## (一五) 公共測量の実施の終了

通知がありました。 第二項の規定により、 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条 中国四国防衛局長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の

平成二十七年一月十六日

山口県知事 村

岡 嗣 政

山口県選挙管理委員会告示第一号

あった政治団体の名称等は、 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号) 次のとおりである。 第六条第一項の規定による届出が

平成二十七年一月十六日

山口県選挙管理委員会委員長 中 村 正 昭

やすしの会	田中豊文後接会	俊光会	政治団体の 名 称
渡辺	田中	牧野	代表者の 氏 名
猜志	費文	籔也	格の名名
渡辺裕美子	新原 良夫	髙杉 豊子	会計責任 者の氏名
岩国市楠町3丁目/4番 6号	大島郡周防大島町大字 東安下庄/39の3	山口市古熊/丁目6番 //号	主たる事務所の所在地
			その他の事項
1 " /6	" " 5	平成26、22	(編 考 (編 出 ) (年月日)

### 作業の種類

岩国市平田六丁目

作業の地域

公共測量(基準点測量)

 $\equiv$ 

作業の期間 平成二十六年八月二十九日から同年十二月十五日まで

平成二十七年一月十六日

により、建設業の許可を取り消しました。

(一六)建設業の許可の取消し

山口県知事

村 岡

嗣

政

処分をした年月日 平成二十六年十二月二十二日

処分を受けた者の商号又は名称、 主たる営業所の所在地、

代表者の氏名及び許可番

号

主たる営業所の所在地 商 号 又 は 名 称 株式会社松本建設 山陽小野田市大字高畑二〇三番地の三

代 表 者 0) 氏 名 松本

許 可 番 뭉 山口県知事許可 (般一二三)第一五七八六号

 $\equiv$ 処分の内容

政治団体の名 恒田  $\mathbb{H}$ 7 垃 色 表 ||衆議院議員 |公職の種類 茶 板垣 会計責任 者の氏名 聡|防府市お茶屋町4番44号 主たる事務所の所在地 政治資金規正法第/9条 正法第/9条 の7第/項 第/号に孫 第/号に孫 第三会議員 関係政治団 その他の 事 項 平成26、 /2、 (編編 年月田 田田)

00

県

口

## 山口県選挙管理委員会告示第二号

あった政治団体の異動事項は、次のとおりである。 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七条第一項の規定による届出が

平成二十七年一月十六日

山口県選挙管理委員会委員長 中 村 正

昭

*	小林 三郎	新村 和典	代表者		SS.	定生後援	はまおか歳生後援会
, ,	下関市細江町 3 丁目 3 番26 号	下関市山の口町/番/8号	事務所	thet	74	後援会	曽田さとし後援会
*	伊東 義美	末永 義美	代表者		Ì	H fight	
*	伊東よしみ新 市創生会	末永義美新市 創生会	名称		À	5.古剑 牛 今	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *
平成26/2、	辻原 一成	松永幸一	代表者			지수 Xuu	渋谷正後援会
(年月日	田	新	共助丰农	<u>3</u>	7	2	Ž î
編用	内容	異 動	型 出	学	9	4	

## 山口県選挙管理委員会告示第三号

Щ

があった解散等に係る政治団体の名称等は、 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一 次のとおりである。 項の規定による届出

平成二十七年一月十六日

山口県選挙管理委員会委員長 中 村

正

昭

政治団体の名称 代表者の 会計責任 主たる事務所の所在地 者の氏名
会計責任者の氏名
責任   主たる事務所の所在地   1   1   1   1   1   1   1   1   1
主たる事務所の所在地

## 山口県選挙管理委員会告示第四号

があった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第二項の規定による届出

平成二十七年一月十六日

山口県選挙管理委員会委員長

中

村

正

昭

渡辺 靖志	資金管理団体 の届出をした  公職の種類 者の氏名	
やすしの会	名称	資 金
岩国市楠町3丁目/4番6号	主たる事務所の所在地	管理团
渡辺 靖志	代表者の氏名	体
平成26、	年月日	

## 山口県選挙管理委員会告示第五号

があった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第三項の規定による届出

平成二十七年一月十六日

山口県選挙管理委員会委員長

中

村

正

昭

	曹田 憠	資金管理団体の届出事項の開出事項の用出を動の届出をした者の氏を	
	山口県議会 議員	公職の種類	777
	曽田さとし後接会	資金管理団体の名称	
	事務所	展 種 更	
7	下関市山の 口町/番/8	新	異 動
0	上別 上別 土田 土田 土田 土田 土田 土田 土田 川田 土田	III	内容
	平成26、	編組弁用光出田	

## 山口県選挙管理委員会告示第六号

ができる施設は、次のとおりである。 の選挙管理委員会が指定した個人演説会、 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第一項第三号の規定により市町 政党演説会又は政党等演説会を開催すること

平成二十七年一月十六日

口県選挙管理委員会委員長

中

村

Œ

昭

宇部市大字西岐波三九一六

称

所

西岐波団地集会所

地

指 定 年 月

平成 二六、  $\exists$ 兀

平成二十七年一月十六日発行平成二十七年一月十六日印刷

発発 行行 人所

山口県知事庁